

# 東京都子供・若者支援協議会 連絡調整部会

(令和5年度 第1回)

日 時：令和5年7月14日（金曜日）

午前10時から午前11時30分まで

場 所：都庁第一本庁舎34階 34A会議室

## 次 第

1 開 会

2 挨拶・委員紹介

3 議 題

(1) 子供・若者の現在の状況

(2) 様々な相談ツール・相談形態の活用について

(3) その他情報共有等

4 閉 会

# 東京都子供・若者支援協議会連絡調整部会 令和5年度第1回

## 【資料一覧】

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 連絡調整部会設置要領
- ・ 【資料1】 事前調査とりまとめ資料
- ・ 【資料2】 東京都若者総合相談センター「若ナビα」事業報告

### 〈各機関からの提供資料〉

- ① 東京労働局：都内新卒応援ハローワーク、わかもの支援施設一覧
- ② 東京都消費生活総合センター：  
若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーンリーフレット（令和4年度）  
※東京くらしweb 若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン（令和4年度）  
[https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/center/campaign/wakamono\\_press.html](https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/center/campaign/wakamono_press.html)



- ③ 日本司法支援センター東京地方事務所：法テラス 法教育資料
  - ④ 育て上げネット：アトオシ・オンラインチラシ
- 〈紙配付資料〉
- ⑤ 東京都立多摩総合精神保健福祉センター：  
市販薬・処方薬の乱用・依存、大人の発達障害～その特性の理解と対応～
  - ⑥ TOKYOチャレンジネット：介護職支援コース冊子
  - ⑦ 被害者支援都民センター：「応援します あなたに笑顔もどるまで」

### 【参考】

「若者応援プロジェクト」

<https://www.wakamono-pj.metro.tokyo.lg.jp/>



## 令和5年度第1回 東京都子供・若者支援協議会 連絡調整部会 委員名簿

令和5年7月1日現在

	分野	構成機関	職名	氏名
1	教育	東京都教育相談センター	次長	古谷 幸雄
2	保健・医療・福祉	東京都児童相談センター・児童相談所	東京都児童相談センター 相談援助担当課長	富岡 和雄
3		東京都立誠明学園	自立支援課長	高橋 謙一
4		東京都女性相談センター	所長	高岸 聡子
5		東京都発達障害者支援センター	センター長	坂田 由紀子
6		東京都保健所	保健対策課長(代表) 多摩小平保健所	桑波田 悠子
7		特別区保健所	保健予防課長(代表) みなと保健所	西山 裕之
8		東京都立(総合)精神保健福祉センター	東京都立多摩総合精神保健福祉センター 広報援助課長	菊地 章人
9		TOKYOチャレンジネット	所長	小田 智雄
10		矯正・更生保護等	東京保護観察所	首席保護観察官
11	東京都保護司会連合会		事務局長	市川 清志
12	警視庁少年センター		新宿少年センター 主査	井口 由美子
13	雇用	厚生労働省東京労働局職業安定部	職業安定課長	森 貴昭
14		東京しごとセンター	公益財団法人東京しごと財団 正規雇用対策担当課長	小倉 保雄
15	子供	東京都子供政策連携室	企画調整課長	石賀 裕
16	その他・関係機関	東京都消費生活総合センター	相談課長	高村 淳子
17		公益社団法人 被害者支援都民センター	相談支援室長代理	佐藤 真奈美
18		東京都人権プラザ	公益財団法人 東京都人権啓発センター 総務課長	伴 博
19		日本司法支援センター東京地方事務所	事業部長兼総務部長代行	平田 深根子
20		認定特定非営利活動法人育て上げネット	執行役員	井村 良英
21		認定特定非営利活動法人 文化学習協同ネットワーク	若者支援事業統括責任者	藤井 智
22		ひきこもりサポートネット	統括責任者	藤原 健太
23		若者総合相談センター	事業責任者	西村 由紀
24	事務局	東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部	若年支援課長	山本 理

## 連絡調整部会設置要領

	平成29年11月8日	29青総青第750号
改正	令和元年12月20日	31都安総若第452号
改正	令和2年8月20日	2都安総若第162号
改正	令和4年3月16日	3都安総総第543号
改正	令和4年11月1日	4生安若第415号
改正	令和5年7月1日	5生安若第238号

### (趣旨)

第1 この要領は、東京都子供・若者支援協議会設置要綱（以下、「協議会設置要綱」という。）第4の規定により、社会的自立に困難を有する若者の自立等に係る関係機関相互の情報共有及び連携強化等を目的とし、実務者会議として連絡調整部会を設置する。

### (検討事項)

第2 連絡調整部会は、若者の自立等支援に係る次の各号に定める事項について検討する。

- (1) 関係機関相互の情報共有、連携強化及びネットワーク化に関すること。
- (2) 事例の検討に関すること。
- (3) その他連絡調整部会で協議を必要とする事項に関すること。

### (構成)

第3 連絡調整部会は、座長及び委員をもって構成する。

- 2 委員は、別表に定める職にある者をもって充てる。
- 4 座長は、生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課長とする。
- 5 座長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議の開催)

第4 座長は、必要に応じて連絡調整部会を招集する。

### (意見聴取等)

第5 連絡調整部会は、必要があると認めたときは、専門家及びその他の関係者の出席を求めて意見を聞き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

### (守秘義務)

第6 第3及び第5の規定により会議に出席した者は、正当な理由がなく連絡調整部会の職務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

### (庶務)

第7 連絡調整部会の庶務は、生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課において処理する。

### (その他)

第8 この要領に定めるもののほか、連絡調整部会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則  
この要領は、平成29年11月8日から施行する。

附 則  
この要領は、令和元年12月20日から施行する。

附 則  
この要領は、令和2年8月20日から施行する。

附 則  
この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、令和4年11月1日から施行する。

附 則  
この要領は、令和5年7月1日から施行する。

## 別表

	分野	構成機関	職名
1	教育	東京都教育相談センター	次長
2	保健・医療・福祉	東京都児童相談センター・児童相談所	東京都児童相談センター 相談援助担当課長
3		東京都立誠明学園	自立支援課長
4		東京都女性相談センター	所長
5		東京都発達障害者支援センター	センター長
6		東京都保健所	保健対策課長(代表)
7		特別区保健所	保健予防課長(代表)
8		東京都立(総合)精神保健福祉センター	東京都立多摩総合精神保健福祉センター 広報援助課長
9		TOKYOチャレンジネット	所長
10		矯正・更生保護等	東京保護観察所
11	東京都保護司会連合会		事務局長
12	警視庁少年センター		新宿少年センター 主査
13	雇用	厚生労働省東京労働局職業安定部	職業安定課長
14		東京しごとセンター	公益財団法人東京しごと財団 正規雇用対策担当課長
15	子供	東京都子供政策連携室	企画調整課長
16	その他・関係機関	東京都消費生活総合センター	相談課長
17		公益社団法人 被害者支援都民センター	相談支援室長代理
18		東京都人権プラザ	公益財団法人 東京都人権啓発センター 総務課長
19		日本司法支援センター東京地方事務所	事業部長兼総務部長代行
20		認定特定非営利活動法人育て上げネット	執行役員
21		認定特定非営利活動法人 文化学習協同ネットワーク	若者支援事業統括責任者
22		ひきこもりサポートネット	統括責任者
23		若者総合相談センター	事業責任者
24	事務局	東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部	若年支援課長

## ■令和5年度 東京都子供・若者支援協議会（連絡調整部会） 事前調査とりまとめ

構成機関	照会事項1	照会事項2	照会事項3
東京都教育相談センター	ポストコロナの状況下、若者の状況にはどのような変化があったか、どのような相談が増えたか	ポストコロナの状況下、これまでの支援方法からの変化の有無	事項2について、変化の前後での良かったこと、もしくは課題等
東京都児童相談センター・児童相談所	現時点での変化は感じられない。	ポストコロナ変更により、支援方法の変化は、特段ない。	
東京都立誠明学園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスク着用については個人の選択を尊重させることで、特に混乱が見られず対応できている。</li> <li>・児童の入所等の動向について、特段の変化はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行事、イベント等の再開</li> <li>・ボランティア受け入れの再開</li> <li>・地域交流等の再開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所児童にとって行事参加などの機会が増え、生活の充実に繋がっている。</li> <li>・3年間ほどの活動制限により、行事や外出等の運営ノウハウの継承が途切れてしまい、企画等の進め方を知る職員が著しく減少したことが課題である。</li> </ul>
東京都女性相談センター	<p>当センターの電話相談は匿名であり、話の内容から中高年の方が多い印象がある。コロナがキーワードにある主な相談は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍で友人との連絡が取りづらくなりストレスになっている。</li> <li>・親がコロナの影響でより神経質になり関わりが困難。</li> <li>・夫がコロナの影響でテレワークになり家にいる。少し音を立てただけでも仕事の邪魔になると言われ気を使う。疲れた。</li> <li>・コロナの影響からか、夫がイライラして八つ当たりがひどい。</li> <li>・自身がコロナ感染症に罹患し、仕事を解雇された。今も仕事が決まらず不安。</li> <li>・コロナワクチンの接種に関する心配事など。</li> </ul>	令和4年7月から、当センター本所における専用電話相談の一部委託を開始し、これまで平日9時から20時までのところ9時から21時までに延長、さらに土日祝日9時から17時までの時間帯を新設したところ、令和4年度の実績は、前年度までと比較して受電数・応答率共に上昇した。引き続き、動向を見ながら適切に対応していく。	当センターの電話相談は匿名相談のため年齢の確認は行っていない。電話での相談であることから、ネット世代である若年層を取り込めているのか不明である。各自治体や民間支援団体等が参加する関係者会議などで、相談の傾向や動向等の把握に努め、必要な相談体制がとれるよう今後も検討していく。
東京都発達障害者支援センター	新型コロナウイルスの法上の位置づけ変更に伴う相談内容の変化等は特にない。相談については、以前と変わらず、親が子どもの発達障害を疑い不安になる、障害特性からくる困り事への対応方法についての主訴が多い。	コロナ禍になり、それまで実施していなかったオンライン相談を開始した。ポストコロナの状況下でもオンライン相談の希望者は増加傾向にある。	オンライン相談を実施したことで、気軽に相談できる方が増えたことは良かった。しかし、オンライン相談を実施する中で、画面をOFFにされる方が意外と多く、電話ではなくオンラインを選択する理由について、今後検証することを検討中。
東京都保健所 (代表：多摩小平保健所)	<p>○若者にまつわる相談状況は、ポストコロナ下の現時点において相談では、コミュニケーション・対人関係恐怖・不安によるひきこもり・不登校の傾向に関する相談割合が増加している。コロナ下では保健所の相談につながりにくい状況があったためか、家族関係の複雑化、病状の遷延または悪化してからの相談（自殺企図や入院相談等）が増加している。</p> <p>○若者に関する相談者は、関係機関が最も多く、次に家族、当事者の順だが、コミュニケーションや自殺念慮等当事者からの相談割合も増加している。</p>	とりわけ若者世代を対象とはしていないが、昨年度の同時期に比較し、10~20歳代ケースの新規相談は増加している。	

■令和5年度 東京都子供・若者支援協議会（連絡調整部会） 事前調査とりまとめ

構成機関	照会事項 1	照会事項 2	照会事項 3
特別区保健所 （代表：みなと保健所）	<p>ポストコロナの状況下、若者の状況にはどのような変化があったか、どのような相談が増えたか</p> <p>コロナ中は外出が制限され、物理的に家族との距離が近くなり、ストレスを感じるが増えた、との声あり。 ストレスがたまり、母に不必要なことを言うてしまう、親子や友人関係に関して（コロナ禍以前のように）じっくりいえないという相談が増えているように感じている。</p>	<p>ポストコロナの状況下、これまでの支援方法からの変化の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学祭にて保健所としてブース出展し、性感染症の普及啓発を毎年行っていたが、コロナ禍にて大学祭自体が中止となってしまった。</li> <li>・コロナ後も引き続きブース出展するが、別途、講演等を録画し周知を行うことを検討。</li> </ul>	<p>事項 2 について、変化の前後での良かったこと、もしくは課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外出や対人接触が減少したため、直接接触を避けるケースも増えており、地区担当保健師との来所面談、アポなし訪問がしにくくなった。</li> <li>・家族と過ごす時間が増え、禁煙に取り組む方が増えたように思います。相談方法は、直接来所・オンライン相談も可能で、選択可能となったこと。</li> </ul>
東京都立（総合）精神保健福祉センター	<p>学生年代の当事者や親からの電話相談や面接相談では、リモートやオンデマンド授業から対面授業に戻り、登校できず留年や退学に至るケースの相談が増えている印象。学年によっては、入学当初からリモートメインであったり、マスク着用で素顔を互いに知らず、対面に不安を抱く声も聞かれる。</p>	<p>思春期青年期年代の相談は、昨年度に比し増加の傾向にある。個別相談の他集団活動（ひきこもり当事者のグループ活動や家族教室）も実施しているが、マスク着用基準や人数制限等感染対策を緩和しつつ行っている。</p>	<p>新型コロナウイルスの感染法上の変更により、外出することや対面で話すことに抵抗が薄れ相談しやすくなったのではないかと。</p>
TOKYOチャレンジネット	<p>①当事業所では事業の特性上、感染症法上の位置づけが5類に変わっても利用者の増減や相談内容について大きな変化はなかった。</p> <p>②同じ法人で運営しているフリースペースを利用する若者からは、下記の声が上がっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電車やバスに乗って外出することにまだ不安がある。</li> <li>・マスクを外して会話をする人達に怒りを覚える。</li> <li>・高齢の両親が感染して命に関わる問題とならないか不安。親亡き後の将来への不安。</li> <li>・ウクライナ紛争など世界が混乱している状況かもしれないが、そのような報道ばかりが目立ち気が滅入る。</li> </ul>	<p>①ポストコロナとなっても社協の貸付金制度や住居確保給付金が終了した方が家賃滞納となり住居喪失となるケースも増えており一時住宅は変わらず多く利用されている。当事業所における支援方法の変化としては、感染防止のため中止している利用者を集める支援（体験就労、PC教室等）を再開する予定。アウトリーチの一環として、ポケットティッシュ配布を通じて事業周知活動の実施と街頭相談を再開予定。また、事業説明のための関係機関訪問を再開した。</p> <p>②フリースペースでは、施設見学や公園散策等、屋外でのイベントを主としている。室内イベントはリース制作教室、等会話の少ないイベントを開催している。</p>	<p>【良かったこと】</p> <p>①当事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接会って話す面談や訪問が出来なかったが解消されており、顔が見える相談が実施できるようになった。</li> </ul> <p>②フリースペース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の衛生意識が高まり、室内、トイレ等の清潔感が向上した。</li> <li>・利用者に「外出したい」という欲求が高まり、外出イベントを予定すると嫌がらず積極的に参加する傾向が増加した。</li> </ul> <p>【課題】</p> <p>①当事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポストコロナとなっても、コロナ禍がきっかけ様々な理由から住居を失う人が相談に来ている。</li> <li>・DVから逃れるケースも増えたため、セキュリティ面に配慮が必要な状況。</li> </ul> <p>②フリースペース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者同士のコミュニケーションがとり難い状態になっている（お互いがお互いを遠慮している）。</li> <li>・限られた空間、「密状態」を利用者と支援員共に過度に意識してしまい、大人数になると不安あるいは息苦しさを感じるという声もある。</li> </ul>
東京保護観察所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスクを3年間つけた状態で学生生活を送ったことから、学友の顔をきちんと把握していなかったり、マスクを外すことに不安がある旨を述べる者がいた。</li> <li>・正確な統計はないが、ポストコロナの状況下、夜遊び、不良交友が増加しているという印象を持っている。</li> </ul>	<p>保護観察対象者には、毎月2回程度担当保護司が直接面接をするという形で保護観察を実施しているところ、コロナ禍での感染拡大防止対策として、電話などのリモートを利用して面接を代替する措置をとることがあったが、ポストコロナ下においては、原則対面での面接を実施している。</p>	<p>緊急的な措置が解除された後、大部分の保護観察対象者は保護司と直接面接を行っているが、保護観察対象者の一部には、電話による代替措置で済ませようとする者もある。</p> <p>なお、電話やラインによる代替措置は、個人情報適切に把握し、保護・管理する上で活用には限界があると思料する。</p> <p>一方で、支援者の保護司は高齢者が多く、コロナが5類になったといえども対面の支援に不安を感じている者もいる。収束したわけではないポストコロナ下で、直接面接は、コロナ以前よりもハードルが上がったと感じている。</p>



■令和5年度 東京都子供・若者支援協議会（連絡調整部会） 事前調査とりまとめ

構成機関	照会事項 1	照会事項 2	照会事項 3
東京都保護司会 連合会	<p>ポストコロナの状況下、若者の状況にはどのような変化があったか、どのような相談が増えたか</p> <p>全体的に集計した訳ではないが、次のような相談が寄せられている。職場での仕事のやり方を元に戻すと言われてどうすればいいのかわからない。就業先でマスクをする人しない人がおり、両方からいろいろ言われ辛い。熱っぽかったけど、もしコロナだったら、何日休むのかははっきりしないので、仕事を失うおそれがあり、また医療費も心配で、恐くて医者に行けない。何だか取り残されているような気持ちがする。</p>	<p>ポストコロナの状況下、これまでの支援方法からの変化の有無</p> <p>これまでは、こういうことになってるからこのようにすると良い、というような対応ができていたが、相談を受ける側自体がポストコロナへの動きについていけない状況すらあり、自分で考えるしかないねと返事するなど、相談しても無駄ととられるような対応になっているのではないかと案じている。相談への対応につき考えていかなければと思っている。</p>	<p>事項2について、変化の前後での良かったこと、もしくは課題等</p> <p>コロナの関係のため悪くなったことばかりではなく、改革のきっかけになるものもあるのではないかと検討してみたいと考えている。</p>
警視庁少年センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>面接室でマスクをはずす来談者が増加した。</li> <li>生活様式の変化にとまどう若者が一定数いる。</li> </ul>	<p>広報啓発や健全育成の各種イベントを、オンラインから対面での開催に変更したり、短縮していた時間を元にもどしたりしている。</p>	<p>対面の方がお互いの表情や細かな所作がわかり、効果が高い。</p>
厚生労働省東京 労働局職業安定部	<p>ハローワーク職員はマスク着用の上で職業相談をしており、施設の受け入れ体制としてはコロナ禍と大きな変化はないが、特に若年層の利用者はマスクを着用しない方の増加がみられ、職業相談の中で面接時のマスク着用について質問を受けるケースが見られる。</p> <p>職業相談の場面での相談はコロナ禍と大きな変化はなく、コロナ禍に増加した「在宅勤務可」の企業への応募を希望する方は現在も一定数ある感触である。働き方として、臨機応変な対応が可能な企業での就業を希望する方が増加していると感じる。</p>	<p>コロナ禍に予約制等により縮小して開催していた大規模面接会の当日参加可能型の開催方式の再開、規模を縮小して実施していた求職者参加型のセミナーの通常規模での開催等、特にイベント等の開催についてはコロナ禍以前の開催方式に移行している。</p>	<p>大規模面接会等については、予約制ではなく当日参加可能とすることにより、より多くの方に参加いただけることから、参加企業・求職者共に満足度は向上しているように感じている。</p> <p>一方で求人事業所が増加傾向にある中で、若年求職者は減少傾向が継続していることから、大規模面接会の参加企業数の規模をコロナ禍以前に戻すことについては、企業数と求職者数の均衡等の検討の必要があると思料する。</p>
東京しごとセンター	<p>東京しごとセンターでは、コロナ禍を機に各種サービスのオンライン化を図り、キャリアカウンセリング等のサービスをオンライン・オンライン両面で展開している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■今年度に入ってから利用者は増加傾向</li> <li>■利用者の相談内容に大きな変化はない。</li> </ul>	<p>オンラインサービスのほか、オンサイト開催のマッチングイベント（合同企業説明会・合同就職面接会等）についても、コロナ禍を機に「定員制限」や「完全事前予約制」で運営していたが、今年度から当日参加も受け入れるなど、コロナ禍以前の運営方法に戻しつつある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■マスク着用、入場時の検温・手指消毒は任意に変更</li> <li>■参加者数は増加傾向</li> </ul>	<p>スタッフの異動等でコロナ禍以前の「当日参加型」を知る者が少なく、運営方法に苦慮している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■マニュアル等があっても体感・イメージがないため、担当者が不安に感じている。</li> <li>■当日参加型だと参加者数が予測しづらく、運営体制に苦慮している。</li> <li>■参加者数は増加傾向</li> </ul>
東京都消費生活 総合センター	<p>ポストコロナ1カ月程が経過しているが、消費生活相談については、変化と言えるほどの統計的な差異は見えていない。</p>	<p>特に変更はない。これまでと同様に通常の相談を受け付けるほか、若者相談110番や若者向け悪質商法被害防止キャンペーンなどのイベントを行っていく。</p>	
公益社団法人 被害者支援都民 センター		<p>面接時のアクリル板の撤去、対面面接の増加、マスクの自由化等</p>	<p>面接しやすくなった（・表情が分かり易くなった、・声が明瞭になった、・関係が近く感じられる）</p>
東京都人権プラ ザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症が5類感染症に引き下げられて以降、プラザ来館者の子供・若年層世代のマスクの着用率は、他の世代に比べると低い印象を受ける。</li> <li>・子供の若年層世代の直接の相談はほとんどなく、その親御から相談が年に数件ある程度。</li> </ul> <p>その意味では若年世代の相談に変化はない。</p>	<p>感染症感染拡大防止の観点から、対面の人権相談を一時中止し、各相談について電話・メール・手紙での相談を受け付けた。令和5年5月8日より対面の相談を再開した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対面により電話ではわからない相談者の表情や仕草を通じて理解度を確認できる点が良い。</li> <li>・インターネット相談は対面のみになったため、当プラザに出向く必要があることもあり、相談のハードルが高くなった点が課題である。</li> </ul>

■令和5年度 東京都子供・若者支援協議会（連絡調整部会） 事前調査とりまとめ

構成機関	照会事項 1	照会事項 2	照会事項 3
認定特定非営利活動法人育て上げネット	ポストコロナの状況下、若者の状況にはどのような変化があったか、どのような相談が増えたか	ポストコロナの状況下、これまでの支援方法からの変化の有無	事項2について、変化の前後での良かったこと、もしくは課題等
認定特定非営利活動法人文化学習協同ネットワーク	<p>1)コロナの状況と関係するかどうかは不明だが、十代～二十代前半の新規相談が増えている。</p> <p>2)特に低年齢(小中学生)のセッションでは「マスクを外してください」という要望が増えてきているが、成人対象のセッションでは明確な要望として出ることはないが、なんとなくマスクをしたままであることを(消極的に?)要望しているような、全体の印象がある。</p> <p>3)かかわる若者の中でも比較的アクティブな層は、人と対面で関わる活動を求めている。</p> <p>4)主に大学生と関わるセッションの関係者からは、「経験不足からか、全体に幼い印象をうける」という声も聞こえてくる。</p>	<p>1)様々な対面イベントが復活しつつある。</p> <p>2)食事(共食)にかかわる取組が再開されつつある。</p> <p>3)法人独自事業では遠方へのスタディツアーが計画されている、等、各所で宿泊を伴う取組が再開。</p> <p>4)当事者のニーズに応じ、オンライン相談は引き続き行っている。</p>	<p>1)対人支援の現場であることから、結局はリアルな関わりは大切であり、再開できていることは有意義。</p> <p>2)一方で、若者たちの「場」に定着し、それが大きな「教育力」になっていた「場の文化」ともいべきものが、一旦コロナ禍で途切れてしまっており、「場の持つ力」が大きく低下してしまっている。文化の再構築にエネルギーと時間がかかることが予想される。</p> <p>3)感染予防とリアル活動の再開の間のバランスをどうするか、迷いながらやっている。</p>
ひきこもりサポートネット	コロナ禍は、オンラインでの授業参加などが許されたが、今年度より対面での参加が増えており、対応できないなどの相談が多くあった。	コロナ禍で、孤立孤独化しているケースが、ポストコロナになり、徐々に相談に繋がる傾向は増えている。	「ひきこもり」という視点で見れば、コロナ禍で自室にこもる理由が正当化される節があった。家族としても、無理に外出を促せずにいたが、ポストコロナになり、その理由がなくなった。しかしコロナ自体は収束をしておらず、家族がどこまでコロナを理由に納得するかの線引きが難しいという声が多くある。
若者総合相談センター	2023年4月より当相談業務を前事業者から引き継いだため、ポストコロナの影響をどこまで受けているかはまだ分析できていない。4月からの相談内容を確認すると「職を失った」など、コロナ禍の影響そのものの相談に加え、「オンラインが終了し、通勤することになり疲れてしまった、学校に行かなければならぬのに行けない」といったポストコロナならではの相談も入っている。コロナによる自粛が解禁されても感染への不安が続いている方、「マスクを外したくない、人混みがいや、飲み会が復活したけど行きたくない」など、生活習慣が以前のように戻ったことに対応できないストレスの訴えも見られる。	大きな変化はないが、対面での面接相談の希望は多くなっているように思われる。	引き続き感染対策を実施しながら相談者が対面でも安心して相談できる環境整備に努めていきたい。

■令和5年度 東京都子供・若者支援協議会（連絡調整部会） 事前調査とりまとめ

構成機関	照会事項4		
若者が利用しやすい相談体制の整備のため、導入している相談ツールや相談形態について			
東京都教育相談センター	○電話相談、来所相談、メール相談、SNS等相談を行っている。 ○SNS等相談は令和元年度から実施しており、年々増加している。また、令和5年度から小学生も対象としている。	警視庁少年センター	ビデオ通話による相談
東京都立誠明学園	当園では若者相談を受けていない。卒園した児からの相談はあるが、対応は電話相談か対面での相談である。	厚生労働省東京労働局職業安定部	就職を希望する高校生の支援については、都内ハローワークが高等学校と連携し就職活動の支援を実施している。 大学生等の支援については、東京新卒応援ハローワークと八王子新卒応援ハローワークを設置し、担当制による個別相談など学生等一人一人に寄り添った就職活動の支援を行っており、大学のキャリアセンターと連携の上学校を訪問しての就職相談を行うとともに、学生の希望によってはキャリアセンターにてオンライン職業相談も行っている。また、個別支援対象者には来所を求めず、オンラインによる積極的な情報提供や職業相談を実施している。
東京都女性相談センター	当センターでは電話相談に加え、東京都若年被害女性等支援事業で若年を対象とした民間支援団体においてメールやライン相談、アウトリーチから居場所の確保など、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施している。また、若年支援団体で受けた相談状況などは、関係者会議などで状況の把握に努めている。	東京しごとセンター	東京しごとセンターでは、コロナ禍を機に各種サービスのオンライン化を図ったが、若年者の利用が多い状況となっている。 ■誰でもチャット相談 ヤングコーナー（原則29歳以下対象）サービスとして、令和2年度からLINE相談を開始 令和4年度から全年齢層に対象を拡大するも、現在も利用者の多くは若年者となっている。 ■オンライン支援サイト 令和2年度から若年者向けのオンラインサービスを集約したサイトを展開
東京都発達障害者支援センター	相談形態は電話、来所、オンライン。来所を選択される方は多くない。	東京都消費生活総合センター	若者に特化した相談ツールはない。 適切なアドバイスを行うため、電話や来庁でのご相談をお願いしている。
東京都保健所（代表：多摩小平保健所）	とりわけ若者世代を対象としておらず、相談者は親世代が多い。 電話相談が最も多く、次に来所や訪問など対面での相談を主としている。	東京都人権プラザ	令和5年10月「インターネットにおける人権侵害」に関するSNS（LINE）相談窓口を新設する予定。
特別区保健所（代表：みなと保健所）	みなとプレママ応援事業（妊婦全員面接事業）では、対面の面接に加えて、オンラインでの面接を実施している。令和4年度は1/3の方がオンライン（Microsoft Teams）での面接を行っている。	日本司法支援センター東京地方事務所	2020年から、電話相談を開始した。 しかし、面談相談は根強い人気で希望者も多くいる。

■令和5年度 東京都子供・若者支援協議会（連絡調整部会） 事前調査とりまとめ

構成機関	照会事項4 若者が利用しやすい相談体制の整備のため、導入している相談ツールや相談形態について		
東京都立（総合）精神保健福祉センター	電話と対面での相談のみ。	認定特定非営利活動法人育て上げネット	対面、有人チャット、チャットボット、メール、電話相談も、ひととおり行っている。事業によって活用の仕方が違うので法人全体としてのSNS相談の割合を提示することは難しいが、オンラインですべての就労支援を行う、アトオシオンライン <a href="https://atooshi.online/">https://atooshi.online/</a> とオンラインで家族相談を行う、オンライン結 <a href="https://yui.sodateage.net/">https://yui.sodateage.net/</a> のニーズは引き続き高い。また、毎週土曜日に行っている「夜の居場所」プログラムにも多くの若者の参加がある。 <a href="https://www.asahi.com/and/pressrelease/423789288/">https://www.asahi.com/and/pressrelease/423789288/</a>
TOKYOチャレンジネット	①当事業所では、女性専用相談ダイヤルを設置しているが、若者に特化したSNS等のツールの導入はない。メール相談は以前より急増した。支援中であっても、電話よりメールを連絡ツールとする若者が多い印象がある。同時に、連絡がつかなくなり一時住宅を訪問しなければならない若者のケースも多い。  ②フリースペースでは、Twitterのみ。その他SNSは検討中。	認定特定非営利活動法人文化学習協同ネットワーク	1) ZoomやSkypeを中心としたオンライン相談は引き続き行っている。 2) アクセシビリティは考えるべき事だが、具体的でリアルな関わりの中で人は全体性を回復していくことを考えると、やはり対面の支援活動を重視している。
東京都保護司会連合会	組織全体として導入している相談ツールや相談形態はないが、個別にSNS相談に取り組んでいる者がある程度いると承知している。まだ実績として集計できる状況にはない。	若者総合相談センター	すでにチャットボットの設置、LINE相談を実施している。現状、LINE相談が電話相談を上回ることはないが、件数は年々増加している。メール相談の件数も増えているが、若者だけでなく親御さんの相談も入ってきている。

■令和5年度 東京都子供・若者支援協議会（連絡調整部会） 事前調査とりまとめ

構成機関	照会事項5	照会事項6
東京都児童相談センター・児童相談所	今後の連携のために他の関係機関と共有したい意見や、聞いてみたいこと等	その他、本部会で取り上げたい議題や意見等
東京都立誠明学園	他機関の取組みから、当機関としてどのような取組みができるか参考にさせてもらう。	児童相談センターでは、新宿や渋谷、秋葉原等、都内有数の繁華街を所管しており、他府県児童の身柄通告が大変多くなっている。いわゆるトー横キッズに代表される子供たちは、それぞれの地域で居場所がなく、孤立し、繁華街に集まってきていることが多く、性非行等、様々な問題がおきている。そのような状況の中、国では、子どもの居場所支援整備事業をたちあげ、各区市町村を実施主体とした居場所の整備・支援に取り組んできているところであるが、それぞれの地域、関係機関で、具体的に、どのような取組みがなされているのか、あるいは検討されているのか、情報共有いただければ幸いである。
東京都女性相談センター	<p>（警察に聞いてみたいこと）</p> <p>「若年被害女性等支援事業」において、居場所のない若年女性のアウトリーチがなされる中で、近年、新宿歌舞伎町においては、東横キッズ等と呼ばれる若者集団の犯罪行為増加や、若年女性を性風俗やホストクラブに誘導する「スカウト」と呼ばれる男性の増加が問題視されていると聞いている。</p> <p>居場所を求めて夜間徘徊する未成年の補導や、成人男性による買春や性風俗、ホストクラブ等への勧誘の取り締まりの実態についてご教示願いたい。</p>	
東京都保健所 （代表：多摩小平保健所）		生きづらさを抱えた子供・若者は、健康問題や経済的問題等を抱えた家族が背景にあることも多く、家族支援も必要になる。
東京都立（総合）精神保健福祉センター	当センターの依存症相談ではあまり目立った傾向はみられないが、依存症専門病院ではここ数年、若者の市販薬・処方薬乱用の受診相談が明らかに増えてきている様子。他機関ではどうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現代の若者の特徴（反社会性と非社会性）について</li> <li>・昨今の発達障害概念の広がり（過剰診断問題）について</li> </ul>
TOKYOチャレンジネット	ひきこもり状態の若者相談で医療機関との連携が必要と判断する必要があるが、当事者の支援員が外出や医療施設に訪問することが困難なケースが多い。施設側はあくまでも本人の申し出、訪問を受入れの前提としているケースが多く、急を要する場合でなければ、その時点で支援が停滞する。措置入院ほど重度でない場合は在宅・訪問によるサービスを実施している施設を探すのが難しい。	コロナ禍において窓口では若者支援をどのように実施していたか関心があります。今後、感染防止の観点や何かしらの理由により直接的な対応が難しい状況となった場合に、コロナ禍で有効だった支援があればヒントとして参考にしたい。

■令和5年度 東京都子供・若者支援協議会（連絡調整部会） 事前調査とりまとめ

構成機関	照会事項5	照会事項6
東京保護観察所	<p>今後の連携のために他の関係機関と共有したい意見や、聞いてみたいこと等</p> <p>SNSの活用は、現代の有効なコミュニケーションツールであるが、個別具体的な相談をする場合、情報の流出等に対するセキュリティの確保は重要である。SNS等上で特定の者と個別にやりとりするなかで個人情報を扱った場合、漏洩等が懸念され、情報の管理は直接面接時よりも難しく、課題である。</p> <p>SNS等を使用した相談体制における情報管理、特に相談者による情報流出への対策について工夫していることや、相談する若者へのSNS利用に対するルールの周知や啓発方法についての工夫を伺いたい。</p>	その他、本部会で取り上げたい議題や意見等
東京都保護司会連合会	相談業務充実のために、関係機関の本部会での御意見を、従来にも増して参考にさせていただきたいと思っている。	当方から特に取り上げたい議題等はないが、皆様の御意見は適宜参考にさせていただいている。
東京しごとセンター	<p>各機関・窓口寄せられる「しごとに関する相談」についてお伺いしたい。</p> <p>■どういった相談が多いのか。</p> <p>■どういった対応（リファーマ等）をしているのか。</p>	若者がスムーズに適職に結びつき、豊かな職業生活を送ることができる方策について（皆さんのお知恵を拝借したい。）
日本司法支援センター東京地方事務所	<p>法教育の実施予定はないかお聞きしたい。</p> <p>もしあれば法テラスに関わらせていただくことは可能か。</p>	
認定特定非営利活動法人育て上げネット	「親と一緒に暮らしたくない」という若者が多くいる。自立の準備を始めることができる宿泊型支援や家族を支える支援が増えてほしい。	
認定特定非営利活動法人文化学習協同ネットワーク	<p>1)全高校在籍者の7.5%を占めるようになった通信制高校だが、その実態がまだまだ社会的に共有されていない印象を受けている。とくに、不利な状況に置かれている若者の「進学先」として比較的ハードル低く考えられているが、進学後の若者の状況、卒業率だけでなく、在籍期間の活動や学習活動・発達保障の実態等、そろそろ社会的なイシューにしていく必要を強く感じる。一方で「通信制高校に救われた」という若者がいるが、他方でおよそ後期中等教育の体をなしていないといわざるを得ない実態も少なくない。各所でどのような状況が把握されているか。</p> <p>2)「若者サポートステーション」の新規相談件数は、全国的に苦戦しているときいている。また、来所する若者たちの状況は年々困難状況が蓄積されている傾向も見て取れる。関係機関のみなさまの現場では、この5～10年で変化を感じておられるか、社会全体の若者支援ランドデザインを考えるうえで、相談等支援の状況の変化をどうみて、どんな体柵が必要だとお考えか。</p>	1)学校教育と、学校外支援諸機関との連携について。義務教育・普通教育のみならず、「準義務教育化」している後期中等教育段階まで含め、子ども期から若者たちに必要な「共通教養」はなにであり、だれが、どう、それを保障するのか、現状で担当しているのか、丁寧な調査と議論が、そろそろ求められていると思われるが、本部会でのテーマにそぐうかどうか。

■令和5年度 東京都子供・若者支援協議会（連絡調整部会） 事前調査とりまとめ

構成機関	照会事項5	照会事項6
若者総合相談センター	<p>今後の連携のために他の関係機関と共有したい意見や、聞いてみたいこと等</p> <p>今回、初めて連絡調整部会に参加するため、各機関が感じている「現在の子供・若者の状況」について共有させていただきたいです。当機関が、より役に立てるための方策を考えて行きたい。</p>	<p>その他、本部会で取り上げたい議題や意見等</p> <p>各種相談をレポート利用しているが、本当に必要な支援にはしっかりつながっていない方などについて、どのように対応していったらよいか、他機関ではどのように対応しているのか、伺ってみたい。また、連携を強化するにあたり、連携方法のご要望などをお聞きしたい。</p>

# 若ナビα 2023年4月～6月事業報告



東京都若者総合相談センター長  
西村由紀



# 若ナビαとは

若ナビαは、東京都若者総合相談センターの愛称で、若者やそのご家族等を対象とした相談窓口。

若者のさまざまな悩みに対応する総合窓口として、東京都内にある専門の窓口や支援機関等へつないだり、情報提供を行う。

社会福祉士や臨床心理士などの有資格者や十分な研修を受けた者が相談員として対応。

対象としているのは、

- ・東京都内に在住、在学、在勤の18歳～39歳の若者とそのご家族
- ・中学卒業後のお子さんの非行でお悩みのご家族等
- ・対象の（見込みも）若者を支援中で、引継ぎ先を検討されている支援機関（行政および民間）の支援員・相談員の方

若ナビα ホームページ

<https://www.wakanavi-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/>

# 若ナビαの相談方法

■ 電話相談

■ メール相談

■ LINE相談

■ 面接相談



チャットボット相談も開始予定

若ナビα  
東京都若者総合相談センター

もやもや  
03-3267-0808 東京都  
English 中文 한국어 やましの日本語 郵便総合ホームページ

若ナビαのこと 相談方法 相談事例 よくある質問 支援機関の皆さまへ 統計情報

若ナビα  
東京都若者総合相談センター

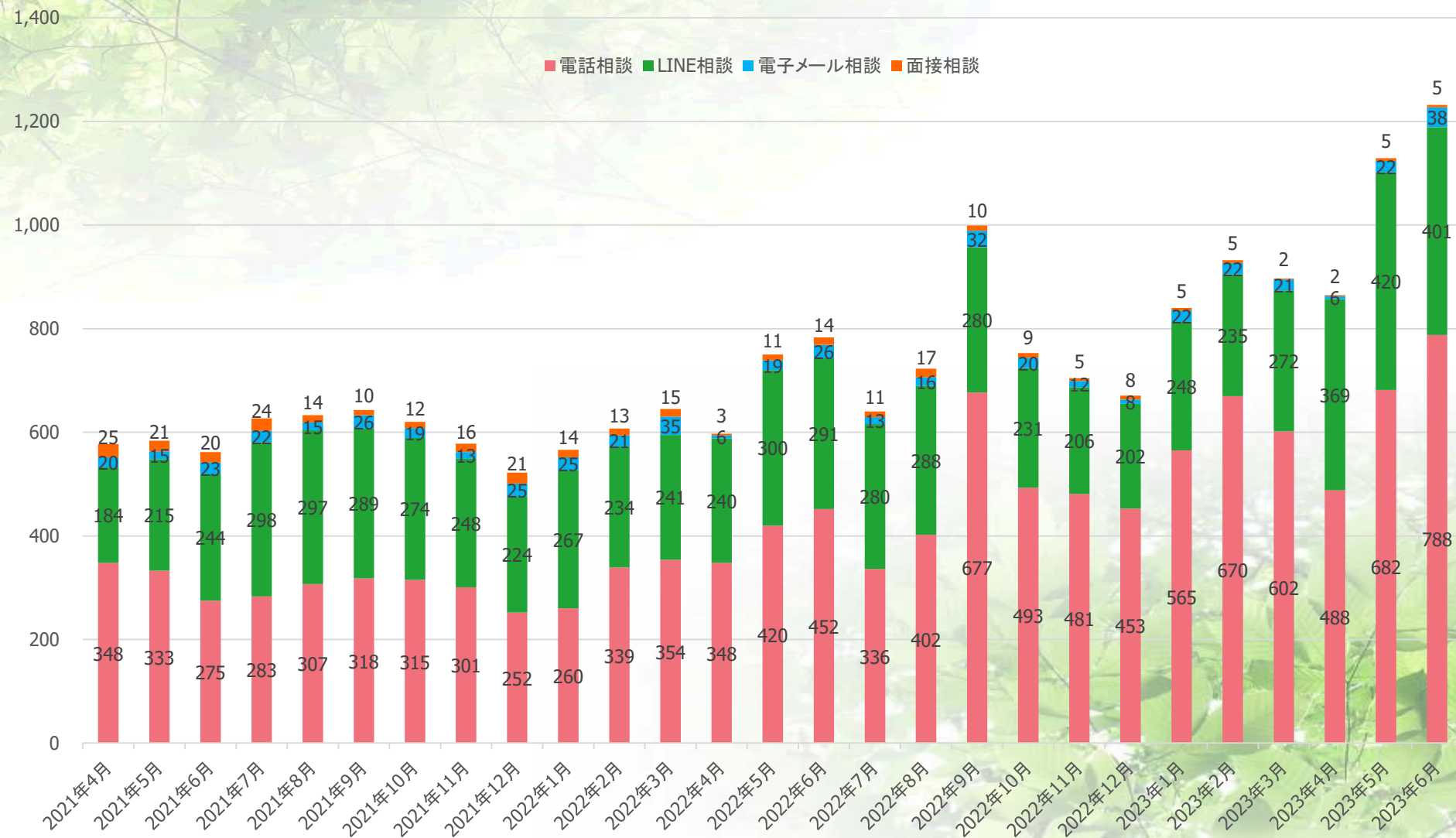
とは  
若者やそのご家族のための  
**無料相談窓口**です。  
どんなお悩みも受け付けます。

秘密厳守 匿名OK

若ナビα  
東京都若者総合相談センター  
チャットボットがお答えします

# 相談実績

電話相談、メール相談、LINE相談、面接相談の総数



# コロナに関する相談

## 25歳男性 都内在学 大学生

都内の大学に通っている。コロナもあり、数年間ひきこもり。自分が留年しているうち同級生は就職、大学での人間関係もなくなった。単位はあとひとつとか少しなので、大学に行く用事もなく、家にいてネットサーフィン、やることがない。

## 30代 女性 都内在住 会社員

コロナが広がって人間関係が変わった。コロナで生活様式や仕事の仕方が変わり、仲が良かった人とも離れてしまった。新しいコミュニティでは人の話ばかり聞くようになり疲れる。

## 50代 女性 都内在住 18歳(高校生)の娘の相談

高1の終わりから行かなくなり、今は高校に在籍してるが全く行かない状態。娘はバイトと遊びの毎日。高2はコロナがあったので学校に行かなくても大丈夫だった。来週、学校に呼ばれることになると思うがどうしたらよいのか。

# コロナに関する相談

## 30代男性 都内在住 無職

昨年、契約社員で働いていたが、コロナの影響で業績悪。正社員へ変わるのが難しく感じ退職した。その後仕事を探しているが見つからない。安定して長く働きたいので正社員を希望している。

## 28歳男性 都内在住 フリーター

歌手志望。コロナ前はライブ活動もしていたが、コロナになって中断し、その後、仲間ともやり取りしなくなっている。今は、フリーターで働きながら、スナックで歌う活動はしていて、常連の客に喜ばれている。中途半端な状態で、この先、歌を仕事にするのか、どうしたらいいのか。

## 16歳女性(対象外) 都内在住

19歳の兄から暴力。昔は兄とは仲が良かったが、コロナ渦で家族が家にいる時間が増えてからイライラするようになり、ストレス発散で暴力を振るわれるようになった。SCには祖母の家が近いのでそこに住むことを提案されている。

# まとめ

## 相談件数

電話、LINE、メール共に増加傾向。特に5月下旬～6月上旬に広告出稿があったため相談件数が伸びた。

## コロナに関する相談

全体から見ると数としては多くないが、コロナの影響も受けていると思われる相談も入っている。直接的なコロナ相談ではない複合的要因の相談は続くと考えられる。

## 今後について

前事業者より業務を引き継いで3カ月。これまではどういう人たちが、どういった相談内容なのかを把握することに多くの時間を費やした。今後は相談を受けるだけでなく、若ナビαの普及啓発や関係機関との連携も強化し、相談者にとってよりよい相談ができるよう努める。

東京都子供・若者支援協議会

第1回連絡調整部会

東京労働局資料

大学院・大学・短大・高専・専修学校等の学生の方や、これらの学校を卒業した既卒者（卒業後3年以内）の方の就職を支援する専門施設です。

「ひとりにしない、あきらめさせない。」をモットーに、就活に関するあらゆる悩みにお答えする施設です！



個別担当制支援や各種セミナーを実施して、就活の疑問解消や、レベルアップを図っています！

一人ひとりに担当のジョブサポーター（専門支援員）が付いて支援します！



会社説明会や合同就職面接会を積極的に実施しています！

## ■東京新卒応援ハローワーク

(ハローワーク新宿)

- ◆ 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル 21階
- ◆ 03-5339-8609



\*ご利用時間 平日：10:00~18:00 第1・3土曜のみ：10:00~17:00  
(第1・第3を除く土・日・祝日・年末年始はお休みです)

新卒応援  
ハローワーク  
(都内2ヶ所)

## ■八王子新卒応援ハローワーク

(ハローワーク八王子)

- ◆ 東京都八王子市旭町10-2 八王子TCビル 6階
- ◆ 042-631-9505



\*ご利用時間：平日10:00~18:00  
(土・日・祝日・年末年始はお休みです)

# 都内わかもの支援施設一覧

東京都子供・若者支援協議会

第1回連絡調整部会

東京労働局資料

- 若者支援の専門施設として都内3箇所に「わかものハローワーク」を設置、都内17箇所のハローワークに「わかもの支援窓口」を設置
- 担当制による個別支援を中心に各種セミナーや若者向け面接会を実施！ 就職準備から定着支援まで一貫した就職支援を実施している。

## 東京わかものハローワーク

渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー8F  
(渋谷駅 徒歩3分)

TEL 03-3409-0328



## 新宿わかものハローワーク

新宿区西新宿1-7-1 松岡セントラルビル9F  
(新宿駅 徒歩3分)

TEL 03-5909-8609



## 日暮里わかものハローワーク

荒川区西日暮里2-29-3 日清ビル7F  
(日暮里 駅徒歩3分)

TEL 03-5850-8609



## わかもの支援窓口

平成20年1月から都内全ハローワーク内に設置

### 飯田橋U-35

東京都ジョブカフェ事業併設ハローワーク  
(東京しごとセンター内)



## 契約解除

訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。事業者などから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

### ■クーリング・オフの手続きの手順

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。
- 2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。

### ■ハガキの書き方の例

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日  
 商品名 〇〇〇〇  
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円  
 販売会社 株式会社XXXX〇〇営業所  
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返金し、  
 商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日  
 東京都〇市〇町〇丁目〇番〇号  
 氏名 〇〇〇〇

### ■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- |  |    |   |     |
|--|----|---|-----|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等)</li> <li>●特定継続的役務提供(エステティックサロン、歯医者等)</li> <li>●電話勧誘販売</li> <li>●訪問購入(いわゆる訪問買取)</li> </ul> | 8日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●業務提供誘引販売取引(サイトビジネス等)</li> <li>●連鎖販売取引(マルチ商法)</li> </ul> | 20日 |
|--|----|---|-----|

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品(化粧品・健康食品)で使用した分は、原則クーリング・オフができません。  
 クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターにご相談ください。

困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

●東京都消費生活総合センター (〒162-0823 東京都豊島区神田河原1-1 セントラルプラザ16階)  
 ※日・夜日・年末年始はお休みです。

消費生活相談 ☎03-3235-1155  
 受付時間:月～土曜日 午前9時～午後5時

架空請求専用 ☎03-3235-2400  
 受付時間:月～土曜日 午前9時～午後5時

●お近くの消費生活相談窓口へはこちら → 消費者ホットライン ☎188

### 消費生活センターってどんなところ?

消費生活センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関し、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あつせん、情報提供などを行っています。  
 「これまで、仕方がないと解決をあきらめていたトラブルはありませんか?」  
 困ったときはひとりで悩まず、すぐに相談してください。

提供資料②

# きっかけはSNS!? それ、悪質商法かも!



©2023 KAMOKAMO ONLINE

お近くの消費生活相談窓口  
 につながります 消費者ホットライン ☎188

東京都消費生活総合センター  
 ☎03-3235-1155



# ウマイ話には裏があるかも…!



# 困ったら、一人で悩まず **すぐ相談!**

## マルチ商法

販売組織の会員になって商品を販売すれば、紹介料がもらえる高法。商品購入後、「人を紹介すれば収入が増える」と告げられるマルチが多い高法もあります。



### カモにならないために…

- 「簡単にもうかる」といったウマイ話は信じない!
- 友達から誘われても、きっぱりと断る!

### こんな目にあってしまうかも…

- 実際は全くもうからず、商品等を購入するためのローン(借金)だけが残ることも!
- 知人・友人を勧誘するしくみのため、今度はあなた自身が加害者に…

## 美容に関するトラブル

SNS広告等を見て、店舗に行ったところ、高価な美容関連のコースを勧誘される等のトラブルが多く見られます。



### カモにならないために…

- 「今日決めるなら割引き」などの勧誘に、あわててその場で契約せず、持ち帰って慎重に判断する。
- 必ず契約時に申込書の内容(施術期間、回数、契約額)と支払方法(特に分割払の総額)を確認する。
- 契約前に身体へのリスクや安全性について説明を求め、検討する。

## アポイントメントセールス

販売の目的を隠して店舗等に呼び出し、契約を結ばせる高法。



### カモにならないために…

- 「あなただけ特別」と勧誘されても、その場の雰囲気や契約を結ばない!
- 悪質事業者が友達を装っている場合があるので、SNSで知り合った人と会う時は慎重に。

### こんな辛口にも注意!

就職活動のアンケートに答えると、後から「**無料セミナーを受けないか**」と呼び出され、セミナー終了後、就職活動向けの高額な講座を強引に契約させられる。

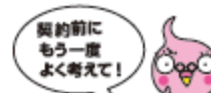
## 定期購入に関するトラブル

SNS広告等を見て、通常より安く「お試し」で購入したところ、実は定期購入が条件だったというトラブルが多く見られます。



### カモにならないために…

- ネット上の「お得!今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- 「お試し」で割引価格をうたう広告は、定期購入が条件になっていないか、契約内容をよく確認する。
- 解約や返金は条件は、注文前に必ず確認する。



妻と別居中だけど、子どもに会いたい。

借金が返せなくなった。取り立てが怖くて、夜も眠れない。

会社が給料を払ってくれない。どうすればいいんだ。

死亡した父の借金を払いたくありません。どうすればいいですか。

子どもの養育費の約束をしたのに払ってくれない夫に払わせる方法がありますか。

ネットオークションで詐欺にあいました。どうしたらいいですか。

法テラスまでお問合せいただくと経済的に余裕がない場合無料法律相談ができます。

- 収入・資産が一定基準以下の方が対象です。
- 原則として、事前の電話予約が必要です。
- 相談時間は30分ほどです。•相談回数には限りがあります。

•相談の種類 ①一般相談(クレジット・サラ金相談含む) ②労働 ③セクハラ・DV  
 ④医療 ⑤消費者 ⑥外国人 ⑦高齢者・障がい者 ⑧インターネット関連  
 •利用先は曜日や時間帯など、詳しくは各駅りの事務所までお問合せください。



法テラス東京  
0570-078301

〒160-0023 新宿区西新宿1-24-1  
 エスタック信濃ビル12F  
 •JR[新宿駅]西口徒歩8分  
 •東京メトロ丸の内線「新宿駅」A12出口徒歩10分  
 •地下鉄大江戸線「都立病院駅」B1出口徒歩3分



法テラス上野  
0570-078304

〒110-0005 台東区上野2-7-13  
 ヒューリック・環境ジャパン上野共同ビル6F  
 •JR[上野駅]不忍口徒歩8分  
 •JR[聖徳駅]北口徒歩4分  
 •東京メトロ有楽町線「上野広小路駅」都営大江戸線「上野御徒町駅」A8出口徒歩1分



法テラス上野  
0570-078304

〒110-0005 台東区上野2-7-13  
 ヒューリック・環境ジャパン上野共同ビル6F  
 •JR[上野駅]不忍口徒歩8分  
 •JR[聖徳駅]北口徒歩4分  
 •東京メトロ有楽町線「上野広小路駅」都営大江戸線「上野御徒町駅」A8出口徒歩1分



池袋法律相談センター  
03-5428-5649

〒150-0041 渋谷区神宮1-22-8  
 渋谷区民ビル5F  
 •JR[東京メトロ有楽町線]池袋駅 副都心線・東武東上線・田園都市線・京王井の頭線「池袋駅」ハチ公口徒歩4分



北千住法律相談センター  
0570-078301 (一般相談)

〒120-0034 足立区千住3-00  
 千住ヒルトップビル5階6F  
 •JR有楽町線・東京メトロ丸の内線「千代田駅」東武伊勢崎線「つくばエクスプレス線」北千住駅北口徒歩2分

池袋法律相談センター  
0570-078301 (一般相談)

〒171-0014 豊島区池袋2-40-12 西池袋第一生命ビルディング1F  
 •JR有楽町線・東武東上線・東京メトロ丸の内線・有楽町線・副都心線「池袋駅」西口徒歩5分

令和5年4月発行

# 日本司法支援センター 法テラス

誰に相談したらいい？  
弁護士、司法書士の費用が心配。  
こんなこと聞いていいのかな？  
犯罪の被害にあってしまった…



まずは法テラスへ。

はじめてご利用される方は  
まず法テラス・サポートダイヤルへお電話ください。

0570-078374

※IP電話からは、03-6745-5800

法テラスは、国が設立した公的な法人です。

提供資料③

隣の家から騒音が聞こえる。誰に相談したらいいの。

中古の家を買ったら雨漏りがひどい。どうすればいい。

隣の家がゴミ屋敷になっている。誰に相談したらいいの。

職場の上司からのイジメがますますひどくなっているんです。

スマホで無料のゲームをしていたのに20万円請求されました。

弁護士に相談したいけれど、費用が払えない。

おじいちゃんの物忘れが最近ひどくなった。悪い人にだまされてないか心配。どうしたらいいの。

大家さんから急に家賃を値上げされると言われた。

別れた彼氏から脅かされています。

そんな時は法テラスに  
ご相談ください。

## 相談 の 手順

### 1 電話する

法テラスの利用方法やトラブル解決に  
役立つ情報を丁寧にご案内します。  
お問合せはご本人でなくてもかまいません。  
ご家族、ケースワーカー、医師、  
支援している方、  
自治体職員の方もどうぞ。

法テラス・サポートダイヤル  
0570-078374  
IP電話からは03-6745-5600

犯罪の被害にあわれた方や  
そのご家族は専用ダイヤルへ  
0120-079714  
IP電話からは03-6745-5601  
平日・午前9時～午後9時  
土曜日・午前9時～午後5時  
休日・年末年始を除く

### 2 弁護士・ 司法書士に 相談する\*

経済的に余裕のない方には、無料で3回まで相談できる制度が  
あります。「経済的に余裕のない方」にあたるかどうかは収入や  
預貯金額などで決まります。詳しくは、右ページをご覧ください。  
※対面による実態が困難な場合等には、オンライン等による  
法律相談が受けられる場合があります。



### 3 弁護士・ 司法書士に 依頼する

経済的に余裕のない方には、  
弁護士費用や司法書士費用等を  
立て替える制度があります。  
「経済的に余裕のない方」にあたるかどうかは  
収入や預貯金額などで決まります。毎月1万円ずつ、  
もしくは5千円ずつというように分割でご返済いただけます。  
生活保護受給中の方は猶予や免除となる場合があります。  
詳しくは、右ページをご覧ください。



### 4 解決に向かう

困ったら、まずはお電話ください。

法テラスHP



## 無料法律相談

### 弁護士・司法書士費用等の立替え

#### 申込み

- 収入・家族構成(右面・基準A)
  - 現金・預貯金額(右面・基準B)
- をお伺いします。  
右面の①及び③いずれも満たしている場合、  
無料法律相談の予約をお取りします。

#### 無料 法律相談

相談の結果、弁護士・司法書士費用等の立替  
制度(代理援助・書類作成援助)の利用を希望  
される方には、審査を受けていただきます。

#### 審査

- 審査では右面の①～③の条件を全て満たす  
必要があります。審査に必要な書類は
- 資力を証する書類  
(給与明細、原簿または非課税証明書、年金通知書、  
生活保護受給証明書など)
  - 住民票(本籍・筆頭者・続柄・世帯全員の記載がある  
もの、マイナンバーの記載は不要)
  - 事件関係書類
  - 立替金返済用の口座に関する書類  
などです。

#### 援助開始 決定

援助開始決定を受けると、法テラスの基準  
に基づき弁護士・司法書士費用等(着手金・  
実費等)を決定します。  
費用等は法テラスがご本人に代わって弁護  
士・司法書士に支払い、ご本人には原則として、  
法テラスに毎月10,000円ずつもしくは  
5,000円ずつというように分割でお支払い  
いただきます(無利息)。

#### 事件終了

事件の結果に応じて、審査の上、法テラス  
の基準に基づき弁護士・司法書士の報酬金  
およびその支払方法を決定します。

※生活保護を受給している場合など、立替費用の返済  
の猶予・免除を受けられる場合があります。  
※立て替えたお金は原則、事件終了後3年以内にお支  
払いいただきます。

詳しくは、お近くの法テラスまでお問合せください。

### ①資力が一定基準以下であること。

夫婦間の紛争の場合を除き、原則としてご本人と配偶者  
の収入・資産を合算した金額で判断します。  
※医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。

**基準  
A** 収入が一定基準以下であること。  
月収(賞与を含む手取り年収の1/12)の  
目安は次の通りです。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
182,000円 (200,200円)	251,000円 (276,100円)	272,000円 (299,200円)	299,000円 (328,900円)

※0内は、東京・大阪などの大都市の基準です。  
※家賃・住宅ローンなどを負担している場合には、以下の標準額の範囲  
内でその全額が上記収入基準額に加算されます。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
41,000円	53,000円	66,000円	71,000円

**基準  
B** 保有資産が一定基準以下であること。  
資産の基準は以下の通りです。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
180万円	250万円	270万円	300万円

※相談援助の際は現金・預貯金の合計額ですが、代理援助・書類作成  
援助の際は不動産(自宅や借家物件を除く)・有価証券なども資産  
に含みます。

### ②勝訴の見込みがないとはいえないこと。

和解、調停、示談成立などによる紛争解決の見込みがある  
もの、自己破産の免責見込みがあるものなども含みます。

### ③民事法律扶助の趣旨に適すること。

報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、または  
権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。



着手金・実費等の例(消費税率は10%で計算(税込))

代理援助	500万円の請求訴訟 金銭請求のない離婚訴訟 債権者10社の自己破産	255,000円 266,000円 155,000円
------	--	----------------------------------

※事件の終了後、結果に応じて報酬金をご負担いただくことがあります。  
※金額及び支払方法は、審査の上、決定します。  
※事件の難易等により、上記金額を増額する場合があります。

書類作成 援助	訴状作成 自己破産申立書等作成 (債権者20社まで)	42,500円 105,000円
------------	----------------------------------	---------------------

送付先：東京地方事務所（法テラス東京）総務課

FAX 03-6911-0150

(TEL 0503383-5307)

(西暦) \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

日本司法支援センター東京地方事務所長 殿

### 業務説明・講師派遣等依頼書

依頼の種類	1. 講師派遣（業務説明） 2. 当事務所見学・訪問・業務説明 3. 講師派遣（一般） 4. その他（ ）
団 体	[名 称] _____ [部 署] _____ [担当者名] _____
	[団体所在地] 〒 _____ - _____
	[電話] _____ ( ) _____ [FAX] _____ ( ) _____
	[E-mail] _____
テ ー マ ご 要 望	
希 望 日 時	<日程の調整をお願いすることがあります。ご了承ください。>  (西暦) _____ 年 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時頃
開 催 場 所	<input type="checkbox"/> 所在地と同じ <input type="checkbox"/> 法テラスの事務所 <input type="checkbox"/> 上記以外 (名 称 : _____ ) (所在地 : _____ )
参 加 者	[参加人数] _____ 名 1. 職員 2. 市民 3. 学生 4. その他 ( )

(※) いただいた情報は、講師等の派遣に使わせていただきます。なお、当センターから広報物等をお送りすることがありますので、ご了承ください。

令和4年度法教育 実績

開催日	場所	テーマ	講師
4月17日	板橋区 図書館	法律講座 相続・遺言	副所長（弁護士）
10月18日	新宿区 高齢者総合相談センター	家族による金銭管理に問題があるケースについて	常勤弁護士
9月30日	東京都福祉保健局地域福祉課	法テラスの業務説明	第一事業課係長
11月10日	桐朋女子中学校	刑事裁判解説を含む法教育講和	常勤弁護士
12月6日	東京ウィメンズプラザ	DV被害者のための自立支援講座	常勤弁護士
2月3日	お茶の水女子大学	法テラス見学と法律講座「弁護士の業務と法テラスの役割」	常勤弁護士
2月10日	婦人保護施設	法律のお話	常勤弁護士
3月7日	目黒区健康福祉部生活福祉課	法テラスの業務説明	常勤弁護士
3月10日	目黒区健康福祉部福祉総合課	債務整理についてー福祉と司法の連携の視点を交えて	常勤弁護士

# 寝ながらできる はたらく相談

利用無料!

オンラインサポートプログラム  
**アトオシ・オンライン**

アトオシオンライン

HPは  
こちらから



アトオシ・オンラインは、  
さまざまな悩みを持つ  
若者のサポートをする支援プログラムです。

最初はみんな緊張しています。  
なにを話したらいいのか。  
悩みを伝えないといけないのか。  
漠然とした不安で言葉にできないんだけど……。

そんな気持ちのまま、ご予約ください。  
私たちがいっしょに考えます。



- 15歳から29歳の方
- 「はたらく」でお悩みの方

学生OK!  
働きながらでもOK!

利用に費用はかかりません。全国どこでも、いつからでも利用できます。  
お仕事に就いている方、学校に通っている方も利用できます。  
別の支援機関を利用中の方もご利用できます。初回ご相談時にお知らせください。

### パソコン・wifi レンタルできます。

一部のプログラムはパソコンのほうが参加しやすいものがあります。  
自由に使えないときや性能が心配な方にはスタッフにご相談ください。

まずはLINEで情報を受け取ろう!

**LINE登録** 登録なしで参加できる  
お願いします。 講座の情報などをお届けします。



アトオシ・オンラインは認定NPO法人育て上げネットが運営しています。



認定特定非営利活動法人  
**育て上げネット**

<https://www.sodateage.net>

tel.042-527-6051 (祝日・日曜日除く 10:00 ~ 17:00)



# 1 あなたにあったはじめかたを選ぼう

とりあえず話を聞いてほしい



事前予約制です。ネットから予約できます。

お試し講座に参加してみたい



利用登録なし、カメラ・マイクoffの講座があります。

公式 LINE でまずは情報収集



近々実施する講座の情報などをお届けします。

# 2 利用登録してプログラムに参加しよう

スタッフと相談



困っていることや悩みを相談できます。さまざまな経験を持つスタッフがあなたをお待ちしています。

講座に参加



さまざまな業界・職種で働いている人たちの話を聞けます。コミュニケーションの苦手克服の練習も。

チャレンジする



ハンドメイドに挑戦したり、動画編集をやってみたり。初めてチャレンジすると新しい自分が見つかるかも。

# 3 就活をはじめよう

求人情報の調べ方・見方、履歴書や職務経歴書の書き方、ポートフォリオ（作品集）の作成、面接の練習など、総合的にサポートします。たくさんの若者を支えてきた経験とスキルを持ったスタッフが対応します。

さまざまな講座があります！

登録なしで参加OK

## 朝活

各自好きなことをやるだけ！ひとりだとさぼっちゃう早起きも誰かと一緒ならできそう。



登録なしで参加OK

## 職業人講話会

カメラ・マイク OFF で参加OK。さまざまな業界・職種で働いている人たちの話を聞くことができます。



# 4 働き続けるをサポート

就職が決まったあとも継続して利用することができます。上司との人間関係、労働環境、アルバイトから正社員へのステップアップ、転職など、仕事をはじめてから生まれる悩みも聞かせてください。

## 工作広場

ハンドメイド作品の制作やイラストを描いたり、「好きなこと」をして過ごす広場。

## IT系プログラム WEB / VBA / 動画編集など

超基本をみんなと一緒にやってみます。随時あたらしい講座も開講予定！

## ビジネスマナー入門

社会人の基礎になるビジネスマナーを学びます。